

シリーズ「オフィス環境の基準」

(その7) 救急用具の基準

●これまでは法令で具体的な物が決められていた

これまでは、法令で具体的な物品が決められていました。

★包帯、ピンセット、消毒薬材料

★火傷薬…火傷の恐れがある職場で

★止血帯、副木、担架…重傷者を生ずる恐れがある職場で

ですが、医学の進歩などにより、現状とそぐわなくなってきました。



●「備えるべき救急用具の内容は各事業場で検討しましょう」となった

それが今回の法令改正(安衛則第633条)で、

「各事業場において想定される労働災害等に応じて、

安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見を交えながら

衛生管理委員会等で調査審議、検討等を行い、

応急手当に必要なものを備えましょう」

となりました。

「マニュアルを作っておきましょう」ということも書かれています。

速やかに医療機関へ搬送するのか、それとも職場で手当を行うのか、といった判断基準をマニュアル化しておくといいでしょう。

救急用具の備付け場所や使用方法についてもマニュアルに書いておきましょう。

また、応急手当の際の感染予防として、

マスク・ビニール手袋・手指洗浄薬なども用意しましょう。

